

医 第1127号
令和3年7月30日

各医療施設の長様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

医療施設における避難の実効性確保に関する取組み等について

本県の医療行政の推進については、日頃より多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年5月10日に公布された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)」において、水防法(昭和24年法律第193号)及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)の一部を改正し、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設^{*}の所有者又は管理者(以下「施設管理者等」という。)が作成した洪水時等における施設利用者の避難確保計画について、当該計画の報告を受けた市町村が当該施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告をすることができる制度が創設されました。

また、これと同時期に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)についてもその一部を改正し、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化されました。

近年、気候変動に伴う水害・土砂災害の激甚化・頻発化により甚大な被害が発生しており、医療施設には安全確保に関する適切な対応が求められています。

ついては、本件に関する留意点を下記のとおり取りまとめましたので、適切に対応していただくようお願いいたします。

※…社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設

記

1. 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について

水防法又は土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられています。

各医療施設において、市町村防災部局に最新の地域防災計画の位置付け状況を確認し、該当する場合は、別紙1「避難確保計画チェックリスト」の活用や市町村防災部局に相談の上(別紙2「市町村連絡先」参照)、令和3年12月頃を目途^{*}として避難確保計画の作成及び市町村への提出をお願いします。

※…市町村からの指示がある場合はそちらに従ってください。

2. 水防法等の改正に伴う避難訓練結果の報告について

令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法の一部が改正され、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設が避難訓練を実施した場合には、当該施設管理者等から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化されました。

つきましては、該当する要配慮者利用施設における避難訓練については、原則として年一回以上実施し、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に訓練結果を報告していただくこととし(訓練内容を分けて複数日で実施する場合は最後にまとめて報告することができる。)、報告にあたっては、別紙3「訓練実施結果報告書(様式例)」を参考にさせていただくようお願いします。

3. 「ちば情報マップ」等の活用について

市町村において、今後、地域防災計画の改訂により新たに位置付けられる場合もあるため、各医療施設において、別紙4「ちば情報マップ」や市町村が作成するハザードマップを活用し、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地しているか確認し、立地している場合は浸水害・土砂災害等への備えをお願いします。

4. 災害対策基本法改正に伴う避難情報について

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化されました。これに伴い、「避難確保計画作成の手引き(国土交通省:令和2年6月改定)」等のガイドブックに記載されている「警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始」は、「警戒レベル3高齢者等避難」に読み替えていただき、「警戒レベル4避難勧告、避難指示(緊急)」は、「警戒レベル4避難指示」に、「警戒レベル5災害発生情報」は、「警戒レベル5緊急安全確保」に読み替えていただきますようお願いします。

避難情報は命に関わる重要な情報であるため、別添の新たな避難情報に関する周知チラシを印刷し、各医療施設において、避難行動要支援者の目に触れる場所に掲示するなど、周知に努めていただくようお願いします。

5. その他

関係通知文やマニュアル等については、下記ホームページに掲載されておりますので御参照ください。

【ホームページ】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryousidou/suibou.html>

【担当】

医療整備課医療指導班

043-223-3884